

第15号様式の2(第16条関係)

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票
(指定医療機関以外の保険医療機関・保険薬局用)

私は、下に記載するとおり、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における指定医療機関以外の保険医療機関又は保険薬局で肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来関係医療を受けたので、関係書類を添えてその旨を証明します。

氏 名		生年 月 日	年 月 日	性 別	
住 所					
保険者 番 号			保 険 種 別		
記 号 ・ 番 号					
入院月	年 月 (今月 回目)		入 院 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
通院 年月日	年 月 日		調 剤 年月日	年 月 日	
医療機関等名					
医療内容等	関係資料のとおり				

【備考】

○患者の方へのお願い

本記録票は、指定医療機関以外の保険医療機関又は保険薬局を受診等し肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来医療を受けた場合で、当該保険医療機関又は保険薬局が肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（第15号様式の1）に記載しない場合に、第15号様式の1による医療記録票の代わりになるものとなります。

当該保険医療機関又は保険薬局を受診等し、関係医療を受けたことを確認できる書類（領収書及び診療明細書等）を関係資料として添付して保管し、指定医療機関又は保険薬局を受診等する場合や償還払いの請求を行う場合に、第15号様式の1による医療記録票と併せて、指定医療機関又は保険薬局や都道府県知事に提出してください。

第15号様式の1による医療記録票に記載しない保険医療機関又は保険薬局を受診等する度に、本記録票を作成してください。

○指定医療機関又は保険薬局の方へのお願い

本記録票は、指定医療機関以外の保険医療機関又は保険薬局を受診等し肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は肝がん外来医療を受けた場合で、当該保険医療機関又は保険薬局が肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（第15号様式の1）に記載しない場合に、第15号様式の1による医療記録票の代わりになるものとなります。

患者の方から本記録票が提示されましたら、同時に提示される第15号様式の1による医療記録票に記載されている内容を踏まえて、第15号様式の1による医療記録票への記載や医療費の助成等の対応をお願いいたします。

なお、患者の方が指定医療機関に初めて入院又は通院された場合で、本記録票のみが提示された場合は、本記録票の内容も踏まえて、第15号様式の1による医療記録票への記載、交付等を行ってください。

また、第15号様式の1による医療記録票に既に記載されている月よりも前の月にかかる受診等についての本記録票が提示された場合、第15号様式の1による医療記録票のB欄に、本記録票に記載された内容及び関係医療を受けたことを確認できる書類を確認し追記してください。

○都道府県の方へのお願い

この医療記録票を受理した際は、記載の医療機関に指定医療機関となるよう働きかけを行ってください。